作成日 2025/03/24
改訂日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

製品名	オフセット砥石 高品質
会社名	株式会社MonotaRO
所在地	〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町2-183 リベル3階
担当者名	商品お問合せ窓口
電話番号	0120-443-509
FAX番号	0120-289-888
緊急連絡先	所在地と同じ
推奨用途	工業用一般
SDS作成上の留意点	本SDSは、原料および加工で生じる粉塵等についての情報となります。
整理番号	M250328

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

健康有害性	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分2A 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分2（呼吸器） 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（気道刺激性） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分1（肺） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2（呼吸器 腎臓 全身毒性 膀胱）
環境有害性	水生環境有害性 短期（急性） 区分2 水生環境有害性 長期（慢性） 区分3 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示

注意喚起語	危険
危険有害性情報	H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H319 強い眼刺激 H335 呼吸器への刺激のおそれ H351 発がんのおそれの疑い H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H371 呼吸器の障害のおそれ H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肺の障害 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、腎臓、全身毒性、膀胱の障害のおそれ H401 水生生物に毒性 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き	

安全対策	全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
応急措置	皮膚に付着した場合：多量の水と石鹸で洗うこと。(P302+P352) 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313) 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314) 皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313) 眼の刺激が続く場合：医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
保管	換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233) 施錠して保管すること。(P405)
廃棄	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別　　混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酸化アルミニウム	65.0～75.0%	Al_2O_3	1-23	公表	1344-28-1
フェノール樹脂	10.0～15.0%	$(C_6H_6O.CH_2O)x$	7-903	-	9003-35-4
非晶質シリカ	4.5～5.5%	SiO_2	1-548	-	60676-86-0
酸化チタン	1.5～2.5%	TiO_2	1-558	9-191	13463-67-7
酸化カルシウム	1.5～2.5%	CaO	1-189	9-190	1305-78-8
ヘキサメチレンテトラミン	1.0～1.5%	$C_6H_{12}N_4$	5-1155	2-1245	100-97-0
フェノール	0.30～0.40%	C_6H_6O	3-481	9-474	108-95-2

アミノフェノール	0.20～0.30%	C_6H_7NO	3-675	-	123-30-8
三フッ化アルミニウム	0.060～0.12	AlF_3	1-14	9-197-2	7784-18-1

4. 応急措置

吸入した場合	粉塵を吸入したら直ちに新鮮な空気の場所に移し、水で十分にうがい(洗浄)をし、呼吸しやすい姿勢で休息させること。必要ならば医師の手当てを受ける
皮膚に付着した場合	むやみに擦らず、作業終了後、石ケン水等で洗い流す。必要ならば医師の手当てを受ける
眼に入った場合	粉じんが眼に入ったら直ちに清浄な流水で洗眼する。この時強く押さえたり擦ったりしないこと　必要ならば医師の手当てを受ける
飲み込んだ場合	多量の水を飲ませ、嘔吐させる　必要ならば医師の手当てを受ける
直撃した場合	(作業中に高速で回転する砥石が破損し，砥石の破片や被切断物の一部が飛散して人体を直撃)安全な場所に移動して、必要なら医師の手当てを受ける
予想される急性症状	作業中に発生する粉塵や研削液のミストを吸引すると、呼吸器を刺激する 長期的にはじん肺及び遅発性症状や肺障害のおそれがある
最も重要な徴候及び症状	被削材や切り粉が火花となり飛散し目に飛び込んだ場合、眼球に火傷等の傷害が発生する
応急処置をする者の保護	作業中は必ず機械を停止させてから処置を行う
医師に対する特別な注意事項	砥石は鋭利な研削材が表面に存在するので、人体と擦ると切傷が発生する

5. 火災時の措置

消火剤	この製品自体は、燃焼しない。周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる
使ってはならない消火剤	情報なし
火災時の特定危険有害性	特になし
特定の消火方法	特になし
消火を行う者の保護(保護具等)	特になし　適切な保護具の使用が望ましい

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	粉じん等が眼に入った場合、水で数分間注意深く洗う

保護具及び緊急時処置	粉じんを収集する場合は保護具(保護メガネ、防塵マスク等)を着用する。取り扱った後は手を洗うこと
環境に対する注意事項	といしの削りカスを河川等に排出しないこと 土壌、水に規制物質が溶出する可能性あり
回収、中和	特になし
二次災害の防止策	特になし

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い技術的対策	使用前にこの製品の『安全の手引き』と機械及びその他関連する設備等の全ての安全の注意を読み、理解するまで取扱わないこと 特別教育を受けていない人は、といしの取替え・試運転をしないこと といしに表示されている最高使用周速度・寸法などが、機械に適合していることを確認すること 機械へ取付ける前に、といしのひび・割れ・かけ等の外観検査と打音検査をすること といしをフランジへ取付ける際は、適正な物を使用し、ナットを締め過ぎないこと その日の作業開始前に1分間以上、といしを取替えた時は3分間以上の試運転をすること フランジへの取付時、必ず外観・音響チェックを実施し、異常のない事を確認すること フランジは、法律に基づいた材質、寸法などのものを使用すること 決められたといし使用面のみ使用すること（側面使用の禁止） 決められた安全装置(例えば保護カバー)を具備すること
局所排気・全体排気	作業中に粉塵が発生するので、局所排気または全体排気を行うこと
安全取扱い注意事項	①落とさないこと、②ぶつけないこと、③転がさないこと 回転中のといしに直接身体を触れないこと
保管技術的対策	水分・湿気を吸収すると、といしの強度が低下するので、湿気を避け通気の良い乾燥した場所で、平らな定盤上または整理棚等にて保管する
混触禁止物質	特になし
保管条件	常温・常湿の所に保管すること。といしは水分の凍結の恐れのある場所に保管しないこと
容器包装材料	取扱い時の衝撃を吸収するような材質を使用すること

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度（産衛学会）	許容濃度（ACGIH）

酸化アルミニウム	未設定	【粉塵許容濃度】(第1種粉塵) 吸入性粉塵 0.5mg/m3 総粉塵 2mg/m3	設定あり
フェノール樹脂	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵) 吸入性粉塵 1mg/m3 総粉塵4mg/m3	未設定
非晶質シリカ	未設定	未設定	未設定
酸化チタン	未設定	0.3mg/m3;総粉塵 2mg/m3 吸入性粉塵 1.5mg/m3	設定あり
酸化カルシウム	未設定	未設定	設定あり
ヘキサメチレンテトラミン	未設定	未設定	設定あり
フェノール	未設定	5ppm(19mg/m3)(皮)	設定あり
アミノフェノール	未設定	未設定	未設定
三フッ化アルミニウム	未設定	未設定	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値／天井値
酸化アルミニウム	未設定	未設定
フェノール樹脂	未設定	未設定
非晶質シリカ	未設定	未設定
酸化チタン	未設定	未設定
酸化カルシウム	0.2mg/m3(適用日:2025/10/01)	-(適用日:2025/10/01)
ヘキサメチレンテトラミン	未設定	未設定
フェノール	未設定	未設定
アミノフェノール	未設定	未設定
三フッ化アルミニウム	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先:https://www.acgih.org/

設備対策	粉じん対策として集塵装置を設けること。又は必要に応じて全体排気をすること 集塵装置は発生する火花を吸収し火災になる恐れがあるので直接火花を吸収しない対策をすること

保護具:作業者は必ず次の保護具を着用すること

呼吸器の保護具	国家検定に合格した防塵マスク
手の保護具	耐火花性のある手袋
目の保護具	完全防護形の防塵眼鏡
耳の保護具	耳栓を着用するのが望ましい
皮膚及び身体の保護具	ヘルメット、安全靴、一般的な作業服を着用する
保護衣	耐火花性のある材質の作業服を着用
適切な衛生対策	うがい用及び洗浄用の水洗設備が望ましい

9. 物理的及び化学的性質

物理状態		固体
形状		固体
色		有色
臭い		僅かにフェノール臭
融点／凝固点		知見なし
沸点又は初留点及び沸点範囲		知見なし
可燃性		不燃性
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	下限	データなし
	上限	データなし
引火点		引火せず
自然発火点		不燃性
分解温度		知見なし
pH		データなし
動粘性率		該当しない
溶解度		知見なし
n-オクタノール／水分配係数		知見なし
蒸気圧		知見なし
密度及び／又は相対密度		2.0～2.5(g/㎤)
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	なし
化学的安定性	通常の条件では安定
危険有害反応可能性	情報なし
避けるべき条件	高温度、高湿度、衝撃など
混触危険物質	なし
危険有害な分解生成物	なし

11. 有害性情報

急性毒性	経口	急性毒性推定値が4404.8854498mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	経皮	急性毒性推定値が3491.1308204mg/kgのため区分5とした。 JIS Z 7252に採用されていないため区分5から区分に該当しないに変更。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入	（気体） GHS定義による気体ではない。 （蒸気） データ不足のため分類できない。 （粉じん・ミスト） 急性毒性推定値が12.5mg/l超のため区分に該当しないとした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。

皮膚腐食性／皮膚刺激性	10×(区分1+1A+1B+1C)+区分2の成分合計が6.5%のため、区分3とした。
	JIS Z 7252に採用されていないため区分3から区分に該当しないに変更。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	10×(眼区分1+皮膚区分1)の成分合計が29%のため、区分2Aとした。
呼吸器感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
皮膚感作性	区分1の成分が1.5%のため、区分1とした。
	※区分1は0.3%含まれる。
生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
発がん性	区分2の成分が2.5%のため、区分2とした。
生殖毒性	(生殖毒性)
	区分1Bの成分が0.5%未満のため、区分1Bとした。
	※区分2は1.5%含まれる。
	※区分2は0.3%含まれる。
	※区分2は0.12%含まれる。
	(生殖毒性・授乳影響)
	データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(呼吸器)の成分が2.5%のため、区分2(呼吸器)とした。
	区分3(気道刺激性)の成分合計が72.3%のため、区分3(気道刺激性)とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(腎臓)の成分が1.5%のため、区分2(腎臓)とした。
	区分1(全身毒性)の成分が1.5%のため、区分2(全身毒性)とした。
	区分1(膀胱)の成分が1.5%のため、区分2(膀胱)とした。
	区分1(肺)の成分が72.18%のため、区分1(肺)とした。
	区分1(呼吸器)の成分が2.5%のため、区分2(呼吸器)とした。
	区分1(呼吸器)の成分が2.5%のため、区分2(呼吸器)とした。
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性　短期(急性)	(毒性乗率×10×区分1)+区分2の成分合計が30.4%のため、区分2とした。
水生環境有害性　長期(慢性)	(毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が34%のため、区分3とした。
生態毒性	データなし
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う 行政の許可を受けた産業廃棄物業者に内容を明確にして処理を委託する 「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」に分類される為、産業廃棄物として処理する
汚染容器及び包装	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う 行政の許可を受けた産業廃棄物業者に内容を明確にして処理を委託する

14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報	非危険物
	航空規制情報	非危険物
国内規制	陸上規制情報	規制なし
	海上規制情報	非危険物
	航空規制情報	非危険物
特別の安全対策		水濡れ、梱包ケースの損傷に注意する ある程度の圧力や衝撃に耐え、防湿にもなる内装を有する箱に入れる といしが破損しないように、乱暴な扱いは避ける 転倒、落下、その他の衝撃等がないように注意する 「われもの」であり、放り投げ、落下などの衝撃がないよう運搬する 異常な衝撃･力等が加わったと思われる場合は、製造者又は使用者に対して報告する

15. 適用法令

労働安全衛生法

変異原性が認められた既存化学物質（法第57条の5、労働基準局長通達）

1，3，5，7ーテトラアザトリシクロ[3．3．1．1(3，7)]デカン

フェノール

酸化カルシウム

酸化チタン(IV)

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9）

フェノール（政令番号：474）（0.5%未満）（営業秘密）

三弗化アルミニウム（政令番号：197の2）（5%未満）（営業秘密）

酸化カルシウム（政令番号：190）（5%未満）（営業秘密）

酸化チタン(IV)（政令番号：191）（5%未満）（営業秘密）

腐食性液体（労働安全衛生規則第326条）

	皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質（安衛則第５９４条の２第１項、令和４年５月３１日基発０５３１第９号、令和５年７月４日基発０７０４第１号・５該当物質の一覧） 生石灰（別名酸化カルシウム） １，３，５，７－テトラアザトリシクロ［３．３．１．１（３，７）］デカン
労働安全衛生法（令和７年４月１日以降）	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２） パラ－アミノフェノール（安衛則別表第２の番号：1529）（5%未満）（営業秘密） フェノール（安衛則別表第２の番号：1697）（0.5%未満）（営業秘密） 三弗化アルミニウム（安衛則別表第２の番号：635）（5%未満）（営業秘密） 酸化カルシウム（安衛則別表第２の番号：620）（5%未満）（営業秘密） 酸化チタン（Ⅳ）（安衛則別表第２の番号：623）（5%未満）（営業秘密） １，３，５，７－テトラアザトリシクロ［３．３．１．１（３，７↑）］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）（安衛則別表第２の番号：1245）（5%未満）（営業秘密） 濃度基準値設定物質（安衛則第５７７条の２第２項、令和５年４月２７日告示第１７７号、令和５年４月２７日公示第２４号）
労働安全衛生法（令和８年４月１日以降）	名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第５７条の２第１項、施行令第１８条の２第２号～第３号、安衛則第３４条の２別表第２） パラ－アミノフェノール（安衛則別表第２の番号：1529）（5%未満）（営業秘密） フェノール（安衛則別表第２の番号：1697）（0.5%未満）（営業秘密） 三弗化アルミニウム（安衛則別表第２の番号：635）（5%未満）（営業秘密） 酸化カルシウム（安衛則別表第２の番号：620）（5%未満）（営業秘密） 酸化チタン（Ⅳ）（安衛則別表第２の番号：623）（5%未満）（営業秘密） １，３，５，７－テトラアザトリシクロ［３．３．１．１（３，７↑）］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）（安衛則別表第２の番号：1245）（5%未満）（営業秘密）
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）	第１種指定化学物質（法第２条第２項、施行令第１条別表第１） １，３，５，７－テトラアザトリシクロ［３．３．１．１（３，７）］デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）（管理番号：258）（1.5%）
化審法	優先評価化学物質（法第２条第５項）
消防法	非危険物
水質汚濁防止法	有害物質（法第２条、施行令第２条、排水基準を定める省令第１条） 指定物質（法第２条第４項、施行令第３条の３）

	生活環境汚染項目（法第2条、施行令第3条、排水基準を定める省令第1条別表第2）
大気汚染防止法	特定物質（法第17条第1項、施行令第10条） 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申） 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）
海洋汚染防止法	有害でない物質（施行令別表第1の2） 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
特定有害廃棄物輸出入規制法（バーゼル法）	特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号）
水道法	有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）
下水道法	水質基準物質（法第12条の2第2項、施行令第9条の4）
労働基準法	疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）
じん肺法	法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業
土壌汚染対策法	特定有害物質（法第2条第1項、施行令第1条）

16. その他の情報

参考文献	製造元メーカー提供資料 NITE GHS分類結果一覧 JIS Z 7252　GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7253　GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS） 経済産業省　事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース(株)SDS作成システム「ezSDS」により作成。
その他	記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理・化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。あくまでも参考情報として提供するものであります。また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、用途・用法に適した安全策を実施の上、ご利用ください。この情報は、新しい情報を入手した場合、予告なしに改訂されることがあります。